

第1部

保護者の皆様へ

○ はじめに

特別支援教育は、特別な支援を必要とする子ども一人一人に教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行い、持てる力を可能な限り伸ばし、生きる力を身に付け、自立し社会参加できることを目指しています。

早期からの相談は、より早く障がいによる学習上・生活上の困難を改善・克服するための取組を始めることにつながり、心身の調和のとれた発達を促す上で大きな効果が期待できます。



1 教育支援の実際

(1) 就学前の相談

相談機関では、特別な支援を必要とする子どもの育児や成長・発達などについて、保護者の皆さんが抱いている様々な不安や疑問に親身になって相談に乗り、見通しをもち、安心して子育てができるよう、適切な助言に努めています。一人で悩まず、まずはお近くの相談機関にご相談ください（県の相談機関についてはP116～119 参照）。また、同じような悩みをもつ保護者同士が、情報交換や体験交流などの機会を活用して、互いに学び合うことも大切です。



一緒に考えていきましょう

学習をする上で、どのようなことが気になりますか。
 日常生活を送る上で、どのようなことで困っていますか。
 手助けが必要と思われることは何かありますか。
 好きな遊びや興味があること、意欲的に取り組んでいることはどんなことですか。
 気持ちの表現の仕方、どのようなことが気になりますか。
 集団活動への参加の様子や他の子どもとのかかわり方で心配なことはどんなことですか。 等

(2) 就学期の相談

就学期の相談は、市町村教育委員会の相談員等が中心となって、就学に関するガイダンスや保護者面談、幼稚園・保育所などへの訪問、学校見学・体験入学などを行い、その中で一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、就学先について検討を重ねていきます。



就学期における相談について

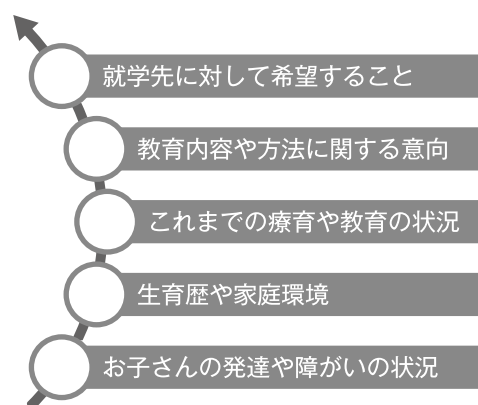
① 「就学に関するガイダンス」を行います。

具体的な就学先の検討の開始に先立って、全体的な事務手続の流れや就学相談、学校見学・体験入学などのスケジュールについて説明します。

また、就学先についての意見や質問、不安などをお伺いします。

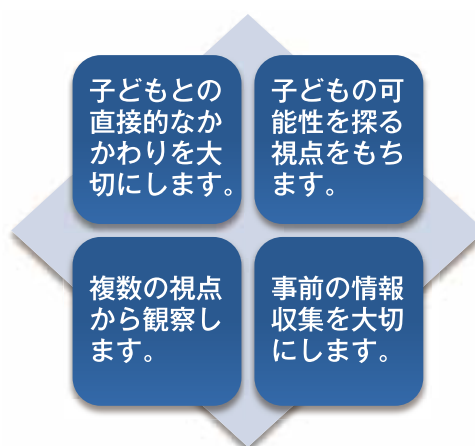
② 保護者面談を行います。

保護者面談では、お子さんの発達や障がいの状況、生育歴や家庭環境、これまでの療育や教育の状況、教育内容や方法に関する意見、就学先に対して希望することなどをお聞きし、一緒に考えていきます。また、個別の支援ファイルなどが作成されている場合には、その活用を図ります。



③ お子さんが通園する幼稚園・保育所などに相談員等が訪問します。

お子さんが通園する幼稚園・保育所などに相談員等が訪問し、お子さんの様子を参観します。また、担当の先生からお子さんの生活や学習の様子を伺います。すでに個別の教育支援計画や個別の指導計画などが作成されている場合には、その活用方法について確認し、進めていきます。



④ 学校見学・体験入学を行います。

○ 学校見学

「就学した場所でどのような配慮をしてもらえるのだろうか」「子どもの成長や発達の見通しはどうか」「今後の相談や手続はどうすればよいのだろうか」

など、新しい環境への不安が、保護者の皆さんにはあると思います。もちろん、それはお子さんも同じです。「新しいところでは、どんな勉強をするのか」「友だちはできるのか」「先生たちに私のことを分かってもらえるのか」などの不安を持っています。可能であれば、お子さんと一緒に学校見学をしてみましょう。理解と納得が得られるまで話し合いをすることが大切です。

○ 体験入学

就学前にお子さんが学校の日課に沿って実際に授業に参加し、学習活動を体験するものです。お子さんが実際に授業に参加している姿を見て、お子さんの力や適性、先生たちの子どもに対するかかわり方、教育内容や方法について具体的・客観的に知る機会となります。

⑤ 教育的ニーズを基に合意形成を行います。

お子さんの障がいの状況、教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学などの専門的知見からの意見、学校や地域の実情などを踏まえて、総合的な観点から市町村教育委員会が就学先を決定します。その際、これまでの支援の状況、保護者との面談等を踏まえ、本人の教育的ニーズと必要な支援内容を整理して、本人・保護者や学校などとの合意形成を進めていきます。



就学先の決定

就学先決定後も支援の内容などについて柔軟に見直しを行っていきます。

市町村教育委員会には障がいのある子どもの就学先決定の権限と責任があります。障がいのある子どもとその保護者に十分な情報提供を行うとともに、その意向を可能な限り尊重しなければなりません。

障がいのある子どもたちが、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにすることを第一に考え、教育支援を進めていきますが、必ずしもすべての要望に応えられるわけではありません。そのような場合には、就学後、本人の適応の状況や周囲の環境を踏まえ、「学びの場」の見直しをすることが大切です。

(3) 就学後の相談

○ 一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援のために

特別な教育的ニーズのある子どもについて、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育支援を行うため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成して、保護者や支援関係機関と連携を図りながら一人一人の教育支援を進めていきます。

個別の教育支援計画

- ・個別の教育支援計画とは、障がいのある幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として作成されるものです。

個別の指導計画

- ・児童生徒一人一人の障がいの状態などに応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、該当児童生徒の個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法などを盛り込んだものです。

○ 継続的な教育相談を進めていきましょう

特別支援教育は、子ども一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導や必要な支援を行うことを理念とするものです。子どもの障がいの状態の変化などに応じて適切な教育を行うためには、就学時のみならず就学後も引き続き教育相談を行う必要があります。

就学時に、小学校段階6年間、中学校段階3年間の「学びの場」が、すべて決まってしまうわけではありません。

子どもの発達の状態、適応の状況、学校の環境などを勘案しながら柔軟に転学などを行うことが可能です。そのためには、定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを行い、必要に応じて個別の教育支援計画を見直し、就学先などを変更する必要があるか判断できるようにしておくことが大切です。

